

人権尊重に関するガイドライン

新日本薬業株式会社は、従業員の基本的人権を尊重し、一人ひとりが最大限の能力を発揮できるように以下のガイドラインを定め、環境整備に努めて参ります。

1. 人権の尊重

私たちは、あらゆる事業活動において基本的人権および個人の尊厳を尊重し、人権侵害に加担しないよう努めます。また、関係法令等に基づき、従業員の労働基本権を尊重するとともに、一人ひとりの多様性を尊重します。

2. 差別の禁止

私たちは、国籍、人種、民族、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認、宗教、信条、社会的身分、身体的特徴、心身における障がいの有無、政治上の意見等による差別となる行動を一切行いません。

3. 強制労働の禁止

私たちは、いかなる種類の強制労働も認めません。

4. 児童労働の禁止

私たちは、いかなる種類の児童労働も認めません。また18歳未満の従業員を健康や安全が危険に晒される業務には従事させません。

5. 適切な賃金及び労働時間の管理

私たちは、各国・地域の関係法令を遵守し、賃金支払いや労働時間の管理を適切に行います。

6. 安全で働きやすい職場環境の確保

私たちは、従業員に対するセクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、身体的または精神的抑圧、パワーハラスメント、言葉による虐待、嫌がらせや非人道的な扱いを禁止し、人権を侵害するような行為を認めません。

また、健康で安全安心かつ衛生的な職場づくりに努め従業員が相互に助け合い、生き活きと働くことができる職場環境の確保に努めます。

新日本薬業株式会社
代表取締役社長 角田 秀雄